

介護電子媒体化ソフトでの請求について【無償】

(1) 介護電子媒体化ソフトとは

紙請求様式とほぼ同じ感覚で、パソコンの入力画面を行うことにより、電子化された請求明細書を作成することができるソフトとなります。作成したCSVファイルをCD-Rに保存し、請求期間中に本会へ提出していただくものです。(本ソフトを使用される場合はマニュアル等を十分に確認しご使用ください。)

(2) 介護電子媒体化ソフトで作成できる請求明細書

- 居宅療養管理指導(様式第二)サービスコード31
- 介護予防居宅療養管理指導(様式第二の二)サービスコード34
- 福祉用具貸与(様式第二) サービスコード17
- 介護予防福祉用具貸与(様式第二の二) サービスコード67

上記以外の様式・サービスの明細書を作成することはできません。(サービス単位数等は各自でご確認ください)

(3) 主な注意点！

- 複数の公費の請求には対応していません。
- 請求明細書の給付費明細欄に記載できる行数は20行までとなります。
- 対応している請求方式はCD-Rのみで、伝送及び紙媒体での提出はできません。
- 作成したCD-Rを提出する際には、レーベル面に事業所番号、事業所名、提出年月日等をフェルトペン等により内容を表記するかラベルに記載ししっかりと貼ってください。
- 本ソフトを利用して、介護請求明細書を紙媒体からCD-Rに変更する場合は請求媒体区分が変更になり、変更届の提出が必要になります。
- **本ソフトは「主治医意見書料請求書」の作成機能は含まれていますが、本会への提出は帳票(紙)のみの受付となりますので本機能は使用しないでください。なお、主治医意見書作成料請求書をCSVファイルで提出された場合は取り扱いできません。**

今までどおり帳票(紙)にてご請求ください。

(4) 入手から請求までの流れ

① 下記((5)インストール)から、介護電子媒体化ソフト、マニュアル等を入手します。

↓

② 入手した介護電子媒体化ソフトをインストールマニュアルの手順に沿って、お使いのパソコンにインストールします。

↓

③ 操作マニュアルを参照し介護電子媒体化ソフトにて、必要な情報を画面入力し、請求明細書(csvデータ)をCD-R等へ書き込みを行って下さい。(フォルダに格納しないでください。)
※操作マニュアルにはQ&Aも掲載されていますので活用ください。

↓

④ 媒体に必要な事項を記載して、国保連合会に提出してください。

※介護給付費の提出期限は毎月10日17:00までです。10日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日17:00までとなっておりますのでご注意ください。(郵送可)

(5) インストール

- [介護電子媒体化ソフト Ver.3\(パッケージ媒体\)](#)
- [インストールマニュアルのダウンロード](#)
- [操作マニュアルのダウンロード](#)

※インストールにあたっては、Microsoft.NET Framework がインストールされている必要 がありますので、パソコンに導入されていない場合は Microsoft ホームページ等からダウンロードして 下さい。

<参照>

Windows 8.1 : .NET Framework 4.6.1

Windows 10 : .NET Framework 4.6.1

Windows 11 : .NET Framework 4.8

※Windows10 のアップデート(Ver1803)により、OS のレジストリに新元号の情報が追加されることに伴い、和暦/西暦が正しく変換されず、日付情報の表示及び登録が正しく行われないう事業が判明しましたので、以下の手順書を参考にツールを実行し、必要に応じてレジストリに追加された新元号の情報を削除してください。

[新元号チェックツール実施手順書](#)

[新元号チェックツール](#)

(6) 対応OS

Windows 8.1 update (64 ビット版)

Windows 8.1 Pro update (64 ビット版)

Windows 10 Home (32 ビット版/64 ビット版)

Windows 10 Pro (32 ビット版/64 ビット版)

Windows 11 Home (64 ビット版)

Windows 11 Pro (64 ビット版)